

議案第36号

佐倉市公共下水道区域外流入条例の制定について

佐倉市公共下水道区域外流入条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市公共下水道区域外流入条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第24条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、公共下水道の事業計画区域以外の区域からの汚水の流入の許可に関すること及びその受益者から公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるために徴収する区域外流入分担金（以下「分担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 区域外流入 法第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域以外の区域から公共下水道に汚水を排除することをいう。
- (3) 区域外排水区域 区域外流入を行う土地の範囲をいう。
- (4) 受益者 区域外排水区域の土地の所有者（当該土地が地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（建物の所有以外の目的又は一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人）をいう。

(許可の申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者は、佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）第15条で定めるところにより上下水道事業管

理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の要件）

第4条 管理者は、前条の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、区域外排水区域を認定して、区域外流入を許可することができる。

- （1）汚水を排除しようとする土地が、公共下水道全体計画区域（法第2条の2第2項に定める区域をいう。）内の土地であること。
- （2）汚水を排除しようとする土地が、公共下水道が既に整備された道路等に面した土地かつ法第4条の規定による事業計画が決定された区域に隣接した土地であること。ただし、公共施設並びに社会福祉法人、医療法人及び学校法人の施設の用に供される土地は、この限りでない。
- （3）市に公共下水道の整備及び管理に係る新たな負担を生じさせないものであること。
- （4）汚水を自然流下により既設の公共下水道に排除することができるものであること。
- （5）排除する汚水の計画量が公共下水道の構造及び管理に影響を与えない量であること。
- （6）排除する汚水が法及び佐倉市下水道条例に規定する水質基準に適合していること。

（許可決定）

第5条 管理者は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、その旨を同条の規定による申請をした者に通知するものとする。

（排水設備の設置）

第6条 前条の規定により許可を受けた受益者は、自らの費用で汚水を公共下水道に排除させるために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

2 法第10条第2項及び第3項の規定は、排水設備の改築若しくは修繕又は清掃その他の維持並びに設置及び構造の技術的な基準について、準用する。

（分担金の額）

第7条 受益者が負担する分担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年佐倉市条例第22号。以下「負担金条例」という。）の適用を受ける区域の公共下水道に汚水を排除する場合 負担金条例第4条の規定により算出された額

（2）前号に規定する区域以外の公共下水道に汚水を排除する場合 佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成4年佐倉市条例第14号。以下「分担金条例」という。）第4条の規定により算出された額

（分担金の賦課及び徴収）

第8条 管理者は、第5条に規定する許可をしたときは、その都度、当該受益者に係る分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 既に納付された分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由がある

と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(分担金の減免)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金の額を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(分担金の徴収猶予)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(延滞金)

第11条 管理者は、第8条第2項の規定により通知した納付期日までに分担金を納付しない受益者があるときは、当該分担金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき

年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金の額が1,000円未満である場合は、この限りでない。

（賦課対象区域への編入に伴う措置）

第12条 分担金条例第3条に規定する賦課対象区域又は負担金条例第3条に規定する賦課対象区域に区域外排水区域が編入されたときは、第8条第1項の規定により賦課した分担金は、それぞれ、分担金条例第5条第1項に規定する分担金又は負担金条例第5条第1項に規定する負担金が賦課されたものとみなす。

（許可の取消し）

第13条 管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条に規定する許可を取り消し、既に設置した排水設備があるときは受益者の負担で当該排水設備の全部又は一部を撤去させることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 法、佐倉市下水道条例その他関係法令若しくはこの条例の規定に違反したとき又は管理者の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第5条に規定する許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に第3条に規定する申請を行った者について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。